

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年1月17日(2008.1.17)

【公表番号】特表2007-512856(P2007-512856A)

【公表日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2007-019

【出願番号】特願2006-537019(P2006-537019)

【国際特許分類】

A 6 1 J 7/02 (2006.01)

A 6 1 M 15/00 (2006.01)

G 0 9 F 11/23 (2006.01)

B 6 5 D 25/20 (2006.01)

【F I】

A 6 1 J 7/00 D

A 6 1 M 15/00 Z

G 0 9 F 11/23 Z

B 6 5 D 25/20 K

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月22日(2007.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器から既に供給されたか、又は容器内に残っている物質の服用回数を表示するのに適した表示装置において、

複数の位置に移動可能な少なくとも1つの第1表示器部材と、

前記少なくとも1つの第1表示器部材の所定数の運動に応じて移動可能な第2表示器部材と、を備えており、

前記少なくとも1つの第1表示器部材は、容器から既に供給されたか、又は容器内に残っている物質の服用回数を表示するようになっている一次服用量標識を備えており、前記第2表示器部材は、容器内に残っている物質が最小の所定服用回数分より少ないことを表示するようになっている二次服用量標識を備えている、表示装置。

【請求項2】

前記一次及び二次服用量標識の一方は数字標識を備えており、他方はカラー標識を備えている、請求項1に記載の表示装置。

【請求項3】

前記一次服用量標識は数字標識を備えており、前記二次服用量標識はカラー標識を備えている、請求項2に記載の表示装置。

【請求項4】

前記少なくとも1つの第1表示器部材は第1軸を中心として回転可能で、前記第2表示器部材は第2軸を中心として回転可能で、前記第1軸と前記第2軸は実質的に平行である、請求項1に記載の表示装置。

【請求項5】

前記第1軸と前記第2軸は間隔を空けて配置されている、請求項4に記載の表示装置。

【請求項6】

前記少なくとも1つの第1表示器部材は駆動部材を備えており、前記駆動部材は、前記少なくとも1つの第1表示器部材が前記所定数の運動をすると、前記第2表示器部材と係合する、請求項1に記載の表示装置。

【請求項7】

前記第2表示器部材は少なくとも1つの被駆動部材を備えており、前記駆動部材は、前記少なくとも1つの第1表示器部材が前記所定数の運動をすると、前記少なくとも1つの被駆動部材と係合する、請求項6に記載の表示装置。

【請求項8】

前記少なくとも1つの駆動部材は複数の歯を備えている、請求項7に記載の表示装置。

【請求項9】

前記少なくとも1つの第1表示器部材は、所定の運動の複数のサイクルを通して移動可能であり、前記駆動部材は、前記複数のサイクルの各サイクルが終了すると前記第2表示器部材の複数の歯と継続的に係合して、前記第2表示器部材を1用量分動かす、請求項8に記載の表示装置。

【請求項10】

ハウジングを更に備えており、前記少なくとも1つの第1表示器部材と前記第2表示器部材は前記ハウジング内に回転可能に取り付けられている、請求項1に記載の表示装置。

【請求項11】

前記ハウジングは、基部部材と、前記基部部材に移動可能に取り付けられているキャップ部材を備えている、請求項10に記載の表示装置。

【請求項12】

前記少なくとも1つの第1表示器部材と前記第2表示器部材は、前記キャップ部材に回転可能に取り付けられている、請求項11に記載の表示装置。

【請求項13】

容器によって係合されるようになっているアクチュエータを更に備えており、前記アクチュエータは、前記ハウジングに対して移動可能であり、前記少なくとも1つの第1表示器部材に、前記第1表示器部材を前記複数の位置の間で動かすように作動可能に連結されている、請求項10に記載の表示装置。

【請求項14】

前記アクチュエータは基部部材を備えており、前記表示器ハウジングは、前記基部部材に可動的に接続されているキャップ部材を備えている、請求項11に記載の表示装置。

【請求項15】

前記少なくとも1つの第1表示器部材は、同軸に取り付けられている複数の一次表示器部材を備えており、前記複数の一次表示器部材は、回転軸を中心として回転可能に取り付けられている、請求項1に記載の表示装置。

【請求項16】

前記複数の一次表示器部材の少なくとも1つは駆動部材を備えており、前記駆動部材は、前記複数の一次表示器部材の前記少なくとも1つが所定数の運動をすると、前記第2表示器部材と係合する、請求項15に記載の表示装置。

【請求項17】

前記複数の一次表示器部材は、少なくとも第1及び第2の一次表示器部材を備えており、前記第1及び第2の一次表示器部材の少なくとも一方は前進部材を備えており、前記第1及び第2の一次表示器部材の少なくとも他方は複数の歯を備えており、前記第1及び第2の一次表示器部材が互いに対して回されると、少なくとも1つの係合部材が前記前進部材と選択的に係合され、前記前進部材を付勢して、前記第1及び第2の一次表示器部材の前記他方の前記複数の歯の少なくとも1つと作動的に係合させる、請求項16に記載の表示装置。

【請求項18】

前記複数の一次表示器部材は、前記第1及び第2の一次表示器部材と同軸に、前記第2の一次表示器部材に隣接して取り付けられた第3の一次表示器部材を含んでおり、前記第

2 及び第 3 の一次表示器部材の少なくとも一方は第 2 の前進部材を備えており、前記第 2 及び第 3 の一次表示器部材の少なくとも他方は第 2 の複数の歯を備えており、更に、少なくとも第 2 の係合部材を備えており、前記第 2 の一次表示器部材が前記第 3 の一次表示器部材に対して回されると、前記少なくとも第 2 の係合部材が、前記第 2 及び第 3 の一次表示器部材の前記少なくとも一方の前記第 2 の前進部材と選択的に係合して、前記第 2 の前進部材を付勢して、前記第 2 及び第 3 の一次表示器部材の前記他方の前記第 2 の複数の歯の少なくとも 1 つと作動可能に係合する、請求項 17 に記載の表示装置。

【請求項 19】

前記駆動部材は、前記第 2 の一次表示器部材に配置されている、請求項 18 に記載の表示装置。

【請求項 20】

前記駆動部材は第 1 駆動部材を備えており、前記第 1 駆動部材は、前記第 2 の一次表示器部材が所定数の運動をすると、前記第 2 表示器部材と係合し、前記第 1 駆動部材の前記第 2 表示器との前記係合は、前記第 2 表示器を第 1 方向に動かし、前記第 3 の一次表示器部材は第 2 駆動部材を備えており、前記第 2 駆動部材は、前記第 3 の一次表示器部材が所定数の運動をすると、前記第 2 表示器部材と係合し、前記第 2 駆動部材の前記第 2 表示器との前記係合は、前記第 2 表示器を、前記第 1 方向とは異なる第 2 方向に動かす、請求項 19 に記載の表示装置。

【請求項 21】

前記第 1 及び第 2 の方向は実質的に互いに垂直である、請求項 20 に記載の表示装置。

【請求項 22】

前記第 2 表示器部材は、1 平面内で並進移動可能である、請求項 1 に記載の表示装置。

【請求項 23】

前記第 1 表示器部材は軸を中心として回転可能であり、前記平面は前記軸に実質的に平行である、請求項 22 に記載の表示装置。

【請求項 24】

前記第 2 表示器部材はプレート部材を備えている、請求項 1 に記載の表示装置。

【請求項 25】

前記最小の所定回数は 10 の倍数である、請求項 1 に記載の表示装置。

【請求項 26】

容器から既に供給されたか、又は容器内に残っている物質の服用回数を表示するのに適した表示装置において、

回転軸を中心として回転可能に取り付けられており、服用回数増分に伴い前記軸を中心として複数の位置に回転可能な第 1 表示器部材と、

前記第 1 表示器部材の所定数の運動に応じて並進移動可能な第 2 表示器部材であって、前記回転軸に実質的に平行な平面内で並進移動可能な第 2 表示器部材と、を備えている表示装置。

【請求項 27】

前記第 2 表示器部材はプレート部材を備えている、請求項 26 に記載の表示装置。

【請求項 28】

前記第 1 及び第 2 の表示器部材の一方は、容器から既に供給されたか、又は容器内に残っている物質の服用回数を表示するようになっている一次服用量標識を備えており、前記第 1 及び第 2 の表示器部材の他方は、容器に残っている物質が最小の所定服用回数分より少ないことを表示するようになっている二次服用量標識を備えている、請求項 26 に記載の表示装置。

【請求項 29】

前記第 1 表示器部材は、前記回転軸を中心として同軸に取り付けられた複数の一次表示器部材を備えている、請求項 26 に記載の表示装置。

【請求項 30】

前記第 2 表示器部材は、少なくとも第 1 及び第 2 の方向に並進移動可能である、請求項

2 6 に記載の表示装置。

【請求項 3 1】

前記第 1 及び第 2 の方向は実質的に互いに垂直である、請求項 3 0 に記載の表示装置。